

# 福井県の屋外広告物の安全点検の ルールが変わります！

令和8年10月1日から屋外広告物の許可更新申請の際、**有資格者による安全点検の実施が義務付け**となります。



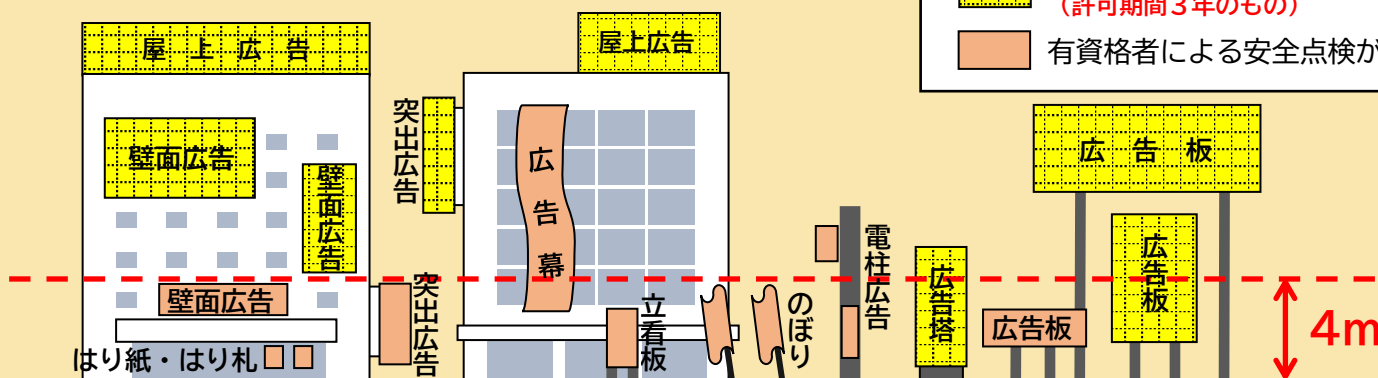
## ○有資格者による安全点検が必要な広告物

地上から上端までの**高さが4mを超える広告物**で  
**許可期間が3年**のもの(下図参照)

## ○上記広告物の点検に必要な主な資格

屋外広告士、建築士、電気工事士、  
屋外広告物講習会修了者、点検技能講習修了者

### 安全点検対象の屋外広告物



### 安全点検報告書の主な改正内容

点検項目がこれまでの7項目から**17項目**に増え、点検結果の判定も、従来の2段階(異常の有・無)から**3段階(異常の有・無、経過措置、要改善)**になります。

屋外広告物の落下事故が発生した場合、管理者や所有者は管理責任や損害賠償、社会的信用の失墜といったリスクを負う可能性があります。普段から定期点検を行い、台風や地震後は臨時の点検を実施しましょう。



### 問い合わせ先

- 福井県土木部都市計画課 都市環境・公園グループ  
TEL:0776-20-0497(直通)
- 鯖江市 公園緑地課

詳しくは  
県のホームページを  
ご確認ください。

